○鹿児島県工事成績評定要領の運用について

鹿児島県工事成績評定要領の運用については，平成14年7月31日に改正し，運用しているところであるが，鹿児島県工事成績評定要領の改正に伴い改めたので，その運用にあたっては，下記の点に留意してください。

記

1　鹿児島県工事成績評定要領については，平成22年４月１日以降に入札を執行する工事から適用することとする。

2　工事成績評定表の運用については，別添工事成績評定表の記入要領によることとする。

3　この通知は，平成22年４月１日以降の入札執行分から適用する。

（別添）　工事成績評定表の記入要領について

1　工事成績の評定については，別記様式第１「工事成績評定表」及び別記様式第２「細目別評定採点表」の細別ごとに行うものとする。

2　各評定項目ごとの評点は，「別紙－１～４の考査項目別運用表」によるものとし，別紙－５の「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また，工事における「工事特性」，「創意工夫」，「社会性等」に関しては，請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし，提出があった場合はこれも考慮するものとする。

3　評定は，検査時点の状態を対象とし，従前の手直し等を考慮しないこと。

なお，検査の結果，手直し等があった場合は，手直し前の状態を対象として評定すること。

4　評定点は，標準点65点に各評定項目の加減点を合計し評定点とする。

5　評定点合計は，各評定者の評点を調整し評定点合計とする。

別記様式第１

工　事　成　績　評　定　表

平成　　年　　月　　日　作成

地域振興局（　　　支庁）建設部　　　　課

工　事　名		契約金額（最終）	円		
請 負 者 名		工　　期	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日	完成年月日	平成　年　月　日

		監　督　員					総 括 監 督 員※10							検査員（中間）							検査員（中間）							検査員（一部完成・完成）						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考査項目	細　　別	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
	(うち監理(主任)技術者) ※11																																	
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 ※2						+20.0　～　0																											
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 ※3	+7.0　～　0																																
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±　　点					±　　点							±　　点							±　　点							±　　点						
評定点(65点±加減点合計) ※1		①　　点					②　　点							③　　点							③　　点							④　　点						

評定点計	＿＿＿＿点　○中間検査があった場合　：（①＿＿点*0.4＋②＿＿点*0.2+③＿＿点*0.2+④＿＿点*0.2）＝　＿＿＿点 ※但し、③中間検査が2回以上の場合は平均値 ○中間検査がなかった場合：（①＿＿点*0.4＋②＿＿点*0.2+④＿＿点*0.4）　＝　＿＿＿点		
7．法令遵守等 ※7		点	（うち　総合評価による減点　　点）
評定点合計（総合評点合計） ※8	点　○評定点計(　　)点－法令遵守等(　　)点　＝　　点		
8．総合評価技術提案等　技術提案等履行確認 ※9		履行　　不履行　　対象外	
所　　見 ※5	【監督員】	【総括監督員】	【検査員】

※１　６５点+1.～3.の評定(加減点合計)　＋　4.～6.の評定(加点合計)　＝　評定点
各評定点(①～④)は小数第１位まで記入する。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※４　４．５．６．は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※５　所見は必ず記載する。
※６　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、完成検査員の評価に先立ち、監督員、総括監督員が行う。
※７　法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
※８　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※９　総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
※10　総括監督員が指定されていない工事では、総括監督員を監督員に読みかえて監督員が評定を行う。
※11　配置技術者のうち，監理（主任）技術者の評定を◎印で表示する。
※12　一部完成の場合は，監督員，総括監督員及び検査員が各々評定を行い，完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

別記様式第2

細目別評定点採点表

工事名：

考　査　項　目	細　別	①監　督　員	②総括監督員	③検　査　員(中間)	③検　査　員(中間)	④検　査　員(一部完成・完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(1.0)×0.4＋2.9 ＝ 3.3 点					3.3点 3.3点	3.3%
	Ⅱ. 配置技術者	(3.0)×0.4＋2.9 ＝ 4.1 点					4.1点 4.1点	4.1%
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(4.0)×0.4＋2.9 ＝ 4.5 点		(5.0)×0.4＋6.5 ＝ 8.5 点	(5.0)×0.4＋6.5 ＝ 8.5 点	(5.0)×0.4＋6.5 ＝ 8.5 点	13.0点 13.0点	13.0%
	Ⅱ. 工程管理	(4.0)×0.4＋2.9 ＝ 4.5 点	(2.0)×0.2＋3.2 ＝ 3.6 点				8.1点 8.1点	8.1%
	Ⅲ. 安全対策	(5.0)×0.4＋2.9 ＝ 4.9 点	(3.0)×0.2＋3.3 ＝ 3.9 点				8.8点 8.8点	8.8%
	Ⅳ. 対外関係	(2.0)×0.4＋2.9 ＝ 3.7 点					3.7点 3.7点	3.7%
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(4.0)×0.4＋2.8 ＝ 4.4 点		(10.0)×0.4＋6.5 ＝ 10.5 点	(10.0)×0.4＋6.5 ＝ 10.5 点	(10.0)×0.4＋6.5 ＝ 10.5 点	14.9点 14.9点	14.9%
	Ⅱ. 品質	(5.0)×0.4＋2.9 ＝ 4.9 点		(15.0)×0.4＋6.5 ＝ 12.5 点	(15.0)×0.4＋6.5 ＝ 12.5 点	(15.0)×0.4＋6.5 ＝ 12.5 点	17.4点 17.4点	17.4%
	Ⅲ. 出来ばえ			(5.0)×0.4＋6.5 ＝ 8.5 点	(5.0)×0.4＋6.5 ＝ 8.5 点	(5.0)×0.4＋6.5 ＝ 8.5 点	8.5点 8.5点	8.5%
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		(20.0)×0.2＋3.3 ＝ 7.3 点				7.3点 7.3点	7.3%
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	(7.0)×0.4＋2.9 ＝ 5.7 点					5.7点 5.7点	5.7%
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		(10.0)×0.2＋3.2 ＝ 5.2 点				5.2点 5.2点	5.2%
7. 法令遵守等			(0.0)×1.0 ＝ 0.0 点	(うち　総合評価による減点　　点)				0.0%
						評定点合計 (総合評点合計)	100点 100点	
8. 総合評価 技術提案等	技術提案等履行確認		履行　不履行　対象外					

※　中間検査があった場合　　　(①＋②＋③×0．5＋④×0．5)＝細目別評価点(中間が2回以上の場合は③を平均する)
　　中間検査がなかった場合　　(①＋②＋④)＝細目別評価点
※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※　総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※　総括監督員が指定されていない工事では、総括監督員を監督員に読みかえて監督員が評定を行う。

別紙－１①

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><td>考 査 項 目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="6">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□　施工計画書を、工事着手前に提出している。
□　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□　品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□　元請が下請の作業成果を検査している。
□　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□　工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。
□　その他（
理由：　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□　現場代理人が、工事全体を把握している。
□　設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□　監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□　書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□　下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□　監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□　その他（
理由：　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１②

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 □　施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □　現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □　工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □　日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □　日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □　現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □　指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 □　工事打合せ簿を、不足無く整理している。 □　建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □　現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 □　その他（理由：　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □　時間制限、片側交互通行、作業船運航等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □　工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □　適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □　休日の確保を行っている。 □　計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □　気象海象予測情報を入手し、作業実施日の判断をしていた。 □　主作業時には、短時間のタイムスケジュールを作成し、適切な管理が行われている（ケーソン据付、コンクリート打設、回航など）。 □　航路や漁業区域に隣接し、船舶の入出港や操業時期の規制など、各種制約への対応が適切で大きな工程の遅れがなかった。 □　その他（理由：　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－１③

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="3">Ⅲ．安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□　災害防止協議会等を１回／月以上行っている。
□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□　新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□　過積載防止に取り組んでいる。
□　仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　作業限界条件を設定し、気象海象状況を把握し、適切に安全に作業を実施している。
□　海洋環境等に配慮し、公衆災害等への対策を施している。
□　台風接近時などにおける防災への対策が、適切に行われている。
□　地震、津波時の避難場所、経路、誘導体制が確立されている。
□　その他（理由：　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□　関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□　第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□　工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□　その他（理由：　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</td><td>□　対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th colspan="4">a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td colspan="4">□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った</td></tr>
<tr><td colspan="6">※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①機械設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td colspan="3">a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="3">適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
□　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□　不可視部分の出来形を写真撮影している。
□　塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□　溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑤

考査項目別運用表

（監　督　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td rowspan="2">②電気設備工事
通信設備工事・受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□　不可視部分の出来形を写真撮影している。
□　設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□　設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□　配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□　測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□　行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　社内の管理基準に基づき管理している。
□　その他（理由：　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③建築工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
□　出来形の管理に関して，監督職員から文書による改善指示を行った。</td><td>e
□　工事請負契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　承諾図等が，設計図書を満足している。
□　施工図等が，設計図書を満足している。
□　現場における出来高が設計図書を満足し，適切な施工である。
□　施工計画書等で定めた出来高の管理基準に基づき，管理している。
□　出来高の管理記録が適切にまとめられており，結果が良好である。
□　出来高の管理方法を工夫している。
□　解体又は撤去工事の場合，撤去対象物の範囲等が確認でき，処分が適切である。
□　不可視部分となる出来形が，工事写真，施工記録により確認できる。
□　その他（理由：　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 60%以上 80%未満・・・・・c
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－１⑥

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする				

		a	b	c	d	e
	①機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□　契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 □　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □　設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □　溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □　塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □　操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 □　小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □　設備の取扱説明書を工夫している。 □　完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □　機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 □　設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □　二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □　現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □　その他（理由：　　　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

別紙－1⑦

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工 種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">②電気設備工事
通信設備工事・
受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③維持･修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>e
□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。

□ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿
□ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿
□ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿
□ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿

●判断基準
※該当項目が６項目以上・・・ａ
※該当項目が４項目以上・・・ｂ
※該当項目が３項目以下・・・ｃ

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙－１⑧

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">④港湾浚渫工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>品質管理が適切である</td><td>品質管理がほぼ適切である</td><td>他の事項に該当しない</td><td>品質管理がやや不備である</td><td>品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
【共　通】
□　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□　既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。
□　一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。
□　作業船（機械）が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
【浚渫・床掘関係】
□　土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。
□　浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。
□　土砂処分における土質改良が適切に行われ施工している。
□　土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。
□　浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。
□　土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。
□　必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。

該当項目が 90%以上・・・a
該当項目が 80%以上、90%未満・・・b
該当項目が 60%以上、80%未満・・・c
該当項目が 60%未満・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当あれば…ｄ</td><td>□　契約書第１７条２項に基づき破壊検査を行った。

上記該当あれば…ｅ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑤建築工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>品質管理が適切である</td><td>品質管理がほぼ適切である</td><td>他の事項に該当しない</td><td>品質管理がやや不備である</td><td>品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□　材料・製品の品質が，製作図等により確認でき，設計図書を満足している。
□　品質確認記録の内容が適切である。
□　施工の各段階における完了時の品質が適切である。
□　躯体工事における施工の品質が良好である。
□　内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。
□　不可視部分となる品質確認のための工事写真，施工記録が整備されている。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　）
●判断基準
該当項目が 90%以上・・・a
該当項目が 80%以上、90%未満・・・b
該当項目が 60%以上、80%未満・・・c
該当項目が 60%未満・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数</td><td>□　品質の管理に関して，監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当あれば…ｄ</td><td>□　工事請負契約書第１７条に基づき監督職員が改造請求を行った。

上記該当あれば…ｅ</td></tr>
</table>

別紙－１⑨

考査項目別運用表

（監　　督　　員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □　施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □　コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □　土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □　照明などの視界の確保に関する工夫。 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □　運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □　支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □　盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □　施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □　出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □　施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 　※本項目は２点の加点とする。 □　特殊な工法や材料を用いた工事。 □　優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 □　ＮＥＴＩＳ登録技術のうち「有用とされる技術」以外を活用し、活用効果結果を提出している。 　※本項目は２点の加点とする。 □　ＮＥＴＩＳ評価情報技術のうち「有用とされる技術」を活用し、活用効果結果を提出している。 　※本項目は４点の加点とする。 ※新技術の活用に関する上記２項目での加点は最大４点とする。 【品質】 □　土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □　コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □　鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □　配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □　建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 　※本項目は２点の加点とする。 □　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □　現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　環境保全に関する工夫。 □　航行船舶への安全周知、または、事故防止等に対する工夫。	【その他】 □　その他　（理由：　　　　） □　その他　（理由：　　　　） □　その他　（理由：　　　　） □　その他　（理由：　　　　） □　その他　（理由：　　　　） □　その他　（理由：　　　　） □　その他　（理由：　　　　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点：＿＿＿＿点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙－２①

考査項目別運用表

（総　括　監　督　員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅱ．工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目
- □　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □　工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
- □　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- □　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- □　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- □　その他（理由：　　　　）

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。

細　別	a	b	c	d	e
Ⅲ．安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目
- □　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
- □　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- □　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- □　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- □　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
- □　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
- □　その他（理由：　　　　）

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。

別紙－２②

考査項目別運用表

（総　括　監　督　員）

考 査 項 目	細　別	対　応　事　項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □　1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　3.その他（理由：　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	(1.について) 切土の土工量：20万m^3以上、盛土の土工量：15万m^3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m^2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m^2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m^2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m^2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m^3以上、流路工の計画高水流量：500m^3以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m^3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 ・浚渫土砂の長距離土捨て、大型ケーソン等の長距離回航、大型作業船を駆使する工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □　4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　8.緊急時に対応が特に必要な工事 □　9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □　10 工事区域周辺の航行船舶等への配慮する工事 □　11.その他（理由：　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事、地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。 (11.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　12.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　13.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　14.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　15.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　16 狭隘な泊地・航路内など航行船舶に配慮しなければならない工事 □　17.その他（理由：　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	(12.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (13.について) ・海上、海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (14.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (15.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (16.について) ・潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事 (17.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □　18.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □　19.その他（　　　　） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	
	評　価	評 点：＿＿＿＿＿点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。※２．監督員　が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。※３．評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

別紙－２③

考査項目別運用表

（総　括　監　督　員）

考 査 項 目	細　　別	ａ	ａ’	ｂ	ｂ’	ｃ
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 □　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □　その他（理由：　） ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。				

別紙－２④

考査項目別運用表

（総　括　監　督　員）

考　査　項　目	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表
７．法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－　20点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　10点
□　5.文書注意	－　8点
□　6.口頭注意	－　5点
□　7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－　3点
□　8.その他　理由：	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

別紙－３①

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □　契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □　工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □　現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □　工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □　立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □　建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □　施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □　下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □　品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □　工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □　その他（理由：　　　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－３②

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□　不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□　写真管理基準の管理項目を満足している。
□　出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□　その他
理由：

①　出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

※　ばらつきの判断は別紙－４参照。
□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが概ね８０％を超える、□ばらつきで判断不可能

①機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
						□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。
□　設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□　施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
□　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□　不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□　塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□　溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□　設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
□　分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
□　その他
理由：

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・ａ
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・ａ’
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・ｂ
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・ｂ’
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３③

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="5">３．出来形及び出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td rowspan="2">②電気設備工事
通信設備工事・受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□　機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
□　写真管理基準の管理項目を満足している。
□　不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□　設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□　設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
□　設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
□　配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
□　行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□　配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□　その他　（理由：　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・a’
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・b
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・b’
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">③建築工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　承諾図等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□　施工図等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□　施工計画書等で出来高の管理基準を設定し，計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
□　出来形の管理記録の整備が，良好であることが確認できる。
□　出来形の管理方法が，工夫されていることが確認できる。
□　現場における出来形が，設計図書を満足し，適切な施工であることが確認できる。
□　現場における出来形が良好で，施工の精度が高い。
□　不可視部分となる出来形が，工事写真，施工記録により確認できる。
□　解体又は撤去工事の場合，撤去対象物の範囲等が確認でき，適切に処分をしていることが確認できる。
□　その他　（理由：　　　　　　　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・a’
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・b
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・b’
評価値が 50%以上 60%未満・・・・・・・・c
評価値が 50%未満・・・・・・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□　出来形の管理に関して，監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　出来形が不適切であったため、工事請負契約書第 31 条に基づく修補指示を検査職員が行った。</td></tr>
</table>

別紙－３④

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	①コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□　コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

□　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。

□　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄ又はｅ評価とする)

□　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
②土工事（切土、盛土、築堤等工事）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。

□　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。

□　置換えのための掘削を行うにあたり､掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。

□　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

□　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。

□　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。

□　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。

□　土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。

□　ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。

□　法面に有害な亀裂が無い。

□　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

□　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	③護岸・根固・水制工事 (港湾工事以外)	（a～cの内容は下記のとおり）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能

●評価対象項目

- □　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □　緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- □　石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □　遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- □　基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □　コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □　施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- □　埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄ又はｅ評価とする)
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
④鋼橋工事 （ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	（a～cの内容は下記のとおり）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能

●評価対象項目

【工場製作関係】

- □　鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □　欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □　素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

【架設関係】

- □　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □　高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- □　高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- □　支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □　架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- □　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □　現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除の項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑥

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	⑤砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 （集水井工事を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□　運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□　コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。

□　地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。

□　鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。

□　進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄ又はｅ評価とする)

□　その他（理由：　　　　　　）

【砂防構造物工事に適用】

□　コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。

□　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

□　その他（理由：　　　　　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

□　集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。

□　その他（理由：　　　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑦

考査項目別運用表

（検　　　査　　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	⑥舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

□　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□　路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　）

【アスファルト舗装工関係】

□　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□　舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　）

【コンクリート舗装工関係】

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□　運搬時間､打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　　　　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	⑦法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０%以内、□ばらつきが概ね８０%以内、□ばらつきが８０%を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□　施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□　盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

□　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□　金網が破損を生じていないことが確認できる。
□　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□　強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□　枠内に空隙が無いことが確認できる。
□　層間にはく離が無いことが確認できる。
□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑨

考査項目別運用表

（検　　　査　　　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	⑧基礎工事及び地盤改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	⑨海岸工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

⑧基礎工事及び地盤改良工事

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

- □　杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
- □　既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- □　杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- □　水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- □　場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
- □　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □　裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- □　強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

【地盤改良関係】

- □　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- □　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- □　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

⑨海岸工事

●評価対象項目

- □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □　運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
- □　転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- □　捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
- □　工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- □　台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑩

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	⑩コンクリート橋上部工事 （ＰＣ及びＲＣを対象）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□　進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄ又はｅ評価とする)
□　その他（理由：　　　　　　　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑪

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質	⑪塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能

●評価対象項目

- □　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □　ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □　天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □　塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □　鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □　溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a'	b	b'	c	d	e
⑫トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能

●評価対象項目

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　設計図書に定められた岩区分（支保エパターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □　坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- □　金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □　吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □　吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □　ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- □　逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　査　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	⑬植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□　樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□　樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□　施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□　肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□　植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
□　添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□　樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□　その他
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
⑭防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□　防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□　防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□　防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□　基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□　防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□　ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□　ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□　区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□　区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□　プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□　区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　その他
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	⑮電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- □　管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- □　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
- □　特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
- □　特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
- □　埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- □　管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑭

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">⑯維持工事
（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）</td><td colspan="5">●評価対象項目
□　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※　該当項目が６項目以上・・・・・・・ａ
※　該当項目が５項目・・・・・・・・・ａ’
※　該当項目が４項目・・・・・・・・・ｂ
※　該当項目が３項目・・・・・・・・・ｂ’
※　該当項目が２項目以下　・・・・・・ｃ

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑰修繕工事
（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□　監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：

●判断基準
※　該当項目が６項目以上・・・・・・・ａ
※　該当項目が５項目・・・・・・・・・ａ’
※　該当項目が４項目・・・・・・・・・ｂ
※　該当項目が３項目・・・・・・・・・ｂ’
※　該当項目が２項目以下　・・・・・・ｃ

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３⑮

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	⑱機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

⑱機械設備工事

●評価対象項目

- □　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- □　設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- □　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- □　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- □　溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- □　塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- □　操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- □　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- □　小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- □　設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- □　完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- □　機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- □　設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □　二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- □　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- □　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- □　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □　現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □　その他（　理由：　　）

●判断基準

- ※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
- ※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
- ※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
- ※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
- ※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・c

> ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
> ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
> ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
> ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
⑲電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

⑲電気設備工事

●評価対象項目

- □　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
- □　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- □　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- □　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- □　設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- □　設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- □　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- □　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- □　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □　その他（　理由：　　）

●判断基準

- ※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
- ※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
- ※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
- ※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
- ※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・c

> ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
> ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
> ③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
> ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３⑯

考査項目別運用表

（検　　　査　　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">⑳通信設備工事・受変電設備工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
電気
□　設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□　材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□　材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□　設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□　完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□　完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□　設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□　その他
理由：

●判断基準
※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">㉑港湾築造工事
（浚渫、海岸築造工事を含む）</td><td colspan="5">品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
【共　通】
□　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□　既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
□　航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
□　材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
□　気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
□　仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
□　一般船に十分注意して施工していることが確認できる。
□　作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
【浚渫・床掘関係】
□　土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。
□　浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
□　潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。
□　土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。
□　土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。
□　土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。
□　土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む)
□　浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。
□　浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
□　土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。
□　床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。
□　置換材の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
□　砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。
【地盤改良関係】
□　改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□　浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
□　ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
□　ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。
□　深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。
□　前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。
□　盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□　捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。
□　施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。
□　マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
□　捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
【マット、捨石及び均し関係】
□　捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
□　マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
□　捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
□　裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
【本体：杭及び矢板、控工関係】
□　鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
□　鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
□　杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。</td></tr>
</table>

別紙－３⑱

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

		□　杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □　腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 □　タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □　タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □　溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】 □　ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 □　ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □　ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 □　ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 □　ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。 □　ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。 □　ケーソン注水時の隔壁の水頭差が１ｍ以内になるように管理されていることが確認できる。 □　ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。 □　中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。 【コンクリート関係】 □　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度、W/C、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等を試験した結果が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種が仕様書に定められた条件を満足している。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　コンクリート強度を管理し必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。 □　鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされていることが確認できる。 □　鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。 □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 □　コンクリートの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。 □　進行性又は有害なクラックがない。 （「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて、ｄまたはｅ評価とする。） ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 90%以上……ａ ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 80%以上、90%未満…ａ’ ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 70%以上、80%未満…ｂ ばらつきが規格値の概ね 80%程度以内で、該当項目が 70%以上、80%未満…ｂ’ ばらつきが規格値の概ね 80%程度以内で、該当項目が 60%未満……ｃ ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。		

別紙－３⑲

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	㉒空港用地造成工事 （排水工事、 地盤改良工事 を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 【土工関係】 □　雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。 □　段切り等が施工前に適切に行われていることが確認できる。 □　置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □　締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。 □　筋芝または種子吹付等を適切に行っていることが確認できる。 □　構造物周辺の締め固め等の処理を適切に行っていることが確認できる。 □　土羽土の土質が適正であることが試験成績表で確認できる。 □　法面に有害なｸﾗｯｸや損傷部がないことが確認できる。 【コンクリート関係】 □　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度、W/C、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　コンクリート強度を管理し必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。 □　鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされている。 □　鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。 □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　スペーサーが適切に配置され、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 □　コンクリートの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。 □　進行性又は有害なクラックがない。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて、ｄまたはｅ評価とする。) 【排水工関係】 □　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾙﾊﾞｰﾄは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　PCﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　管渠(ｺﾝｸﾘｰﾄ管等)は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　開渠、ﾏﾝﾎｰﾙ及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けていることが確認できる。 □　基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。 □　床掘箇所の湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。 □　埋戻し材料について設計図書を満たしていることが確認できる。 □　進行性又は有害なクラックがない。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて、ｄまたはｅ評価とする。) 【地盤改良関係】 □　改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □　浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □　ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □　ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 □　深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 □　前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 □　盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □　改良材のバッチ管理記録が適切に整理され設計図書通りの配合で施工されたことが確認できる。 □　杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備されていることが確認でき、かつ記録が簡潔に整備されている。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

		□　スラリー噴出量、強度確認、セメントミルクの比重管理等の品質に係わる事項の管理資料が不足なく整理されている。 【杭及び矢板関係】 □　鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 □　鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 □　杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 □　杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 □　腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 □　タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □　タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 □　溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 90%以上……ａ ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 80%以上、90%未満…ａ’ ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 70%以上、80%未満…ｂ ばらつきが規格値の概ね 80%程度以内で、該当項目が 70%以上、80%未満…ｂ’ ばらつきが規格値の概ね 80%程度以内で、該当項目が 60%未満……ｃ ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。		

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	㉓空港舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 【路床・路盤工関係】 □　施工に先立ち、ＣＢＲ値を測定し、適正な施工の基礎資料収集を行っていることが確認できる。 □　路床・路盤工のプルフローリング（自主管理）を行っていることが確認できる。 □　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工されていることが確認できる。 □　路盤の施工に先立ち、路床面、下層路盤の浮き石、有害物を除去してから施工されていることが確認できる。 □　路床盛土において一層の仕上がり厚を２０cm以下とし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。 □　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所の締固めがタンパ等の小型締固め機械により施工されていることが確認できる。 □　セメント安定処理路盤の仕上げ完了後、直ちにプライムコートを散布し養生されていることが確認できる。 □　上層路盤において一層の仕上がり厚を１６cm以下とし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。 □　他の構造物と隣接する箇所及び狭隘な箇所において、小型機械等により入念に締め固めていることが確認できる。 【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】 □　設計図書に基づく混合物の配合設計及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 （ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の事前審査制度の適用工事は除く） □　混合物の温度管理が、ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる。 □　舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を設計図書に定められた条件に従って行っていることが確認できる。 □　舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしていることが確認できる。 □　目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 □　気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われていることが確認できる。 □　上層路盤面の浮き石等の有害物質を除去・清掃してから舗装工の施工がなされていることが確認できる。 □　滑走路、誘導路の摺り付けが、設計図書に定められた条件に従って施工されていることが確認できる。 【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工関係(PC 舗装含む)】 □　設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格（強度、W/C、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っていることが確認できる。 □　ﾁｪｱｰ、ﾀｲﾊﾞｰ等の保管管理が適正であることが確認できる。 □　鉄筋の規格がミルシートまたは公的機関の試験成績表で確認できる。 □　鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 □　ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。 □　ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 □　緊張及びｸﾞﾗｳﾄ管理が適切に実施されていることが確認できる。 □　ﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ時のｺﾝｸﾘｰﾄ強度が最大圧縮応力度の 1.7 倍以上であることが確認できる。 【排水工関係】 □　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾙﾊﾞｰﾄは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　PC ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　管渠(ｺﾝｸﾘｰﾄ管等)は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　開渠、ﾏﾝﾎｰﾙ及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 □　基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けていることが確認できる。 □　基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。 □　床掘箇所の湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。 □　埋戻し材料について設計図書を満たしていることが確認できる。 □　進行性又は有害なクラックがない。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて、ｄまたはｅ評価とする。） 【防護柵（縞）・標識・区画線関係】					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－３㉒

考査項目別運用表

（検　　　査　　　員）

		□　防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足していることが確認できる。 □　ﾍﾟｲﾝﾄ式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が 10%以下であることが確認できる。 □　塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 □　防護柵床掘りの仕上がり面において、地山を乱さないように、不陸が生じないように施工していることを確認できる。 □　防護柵の支柱の施工により既設舗装に悪影響を及ぼしていないことを確認できる。 □　区画線の厚さが見本で確認できる。 □　区画線の視認性が昼間、夜間ともに確認されている。 □　設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除いて区画線の施工がなされていることを確認できる。 □　区画線の消去が、表示材（塗料）のみの除去となり路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □　プライマーを路面に均等に塗布して施工していることが確認できる。 ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 90%以上……ａ ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 80%以上、90%未満…ａ’ ばらつきが規格値の概ね 50%程度以内で、該当項目が 70%以上、80%未満…ｂ ばらつきが規格値の概ね 80%程度以内で、該当項目が 70%以上、80%未満…ｂ’ ばらつきが規格値の概ね 80%程度以内で、該当項目が 60%未満……ｃ ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。		

考査項目別運用表

（検　　　査　　　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>㉔建築工事</td><td colspan="5">●評価対象項目
□　材料・製品の品質が，製作図等により確認でき，設計図書を満足していることが確認できる。
□　施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が，適切であることが確認できる。
□　材料の品質確認記録の内容が，適切であること確認できる。
□　品質の確認結果が，分かりやすく整理されていることが確認できる。
□　施工の品質が適切であり，設計図書を満足していることが確認できる。
□　建具，ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり，記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□　躯体工事における施工の品質が，施工記録により確認でき，良好であることが確認できる。
□　内外仕上げ工事における施工の品質が，施工記録等により確認でき，良好であることが確認できる。
□　その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が，施工記録等により確認でき，良好であることが確認できる。
□　不可視部分となる品質が，工事写真，施工記録により確認できる。
□　中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が，継続して確認できる。
□　その他（
理由：　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100

●判断基準
※　該当項目が 90%以上　・・・・・・・・・・・・・a
※　該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・・・・a'
※　該当項目が 70%以上 80%未満・・・・・・・・b
※　該当項目が 60%以上 70%未満・・・・・・・・b'
※　該当項目が 50%以上 60%未満・・・・・・・・c
※　該当項目が 50%未満　・・・・・・・・・・・・・d</td><td>□　品質の管理に関して監督職員が文書で指示を行い，改善された。</td><td>□　品質が不適切であったため，工事請負契約書第 31 条に基づく修補指示を検査職員が行った。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質	25 管水路工事							

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能

d：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

e：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）が整理され、品質の確認ができる。
- □　製品の機能及び性能が確保され、品質の確認ができる。
- □　管材、部品、製品等が適切に保管されていることが確認できる。
- □　埋戻土毎の深さ（厚さ）、幅等が確認でき、設計図書に基づく適正な施工が確認できる。
- □　管の埋設深、中心線の通り及び埋設位置が適切で品質の確認ができる。
- □　弁類、機器等の設置位置並びに施工が適切で品質の確認ができる。
- □　管接合面の適切な処理がなされ、接合（ジョイント間隔等）も適正な施工で品質の確認ができる。
- □　付帯施設（スラストブロックなど）が設計図書に基づき適切に施工されて品質の確認ができる。
- □　設計図書等に基づくコンクリートの材料・配合が、工場の試験成績書・配合報告書で適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）であることが確認できる。
- □　コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの打設前に、打継目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打設まで、錆、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の加工及び組立が設計図書を満足していることが確認できる。
- □　コンクリート構造物の養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　通水試験の結果が適正であることが確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a’	b	b’	c	d	e
26 畑地かんがい工事							

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能

d：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

e：□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □　材料・部品の品質照合の書類（現物照合）が整備され、品質が確認できる。
- □　管材、部品、製品等が適切に保管されていることが確認できる。
- □　埋戻し土毎の深さ（厚さ）、幅等が確認でき、設計図書に基づく適正な施工で品質が確認できる。
- □　管の埋設深、中心線の通り及び埋設位置が適切で品質の確認ができる。
- □　弁類、機器等の設置位置並びに施工が適切で品質の確認ができる。
- □　管接合面の適正な処理がなされ、接合（ジョイント間隔等）も適正な施工で品質の確認ができる。
- □　付帯施設（スラストブロックなど）が設計図書に基づき適切に施工されて品質が確認できる。
- □　給水栓で適正な水圧が確認され、適切な散水も確保できていることが確認できる。
- □　散水施設の散水状況が適切かつ良好な品質が確認できる。
- □　その他（理由：　　　　　　　　　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	㉗ほ場整備工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●　評価対象項目

【一般事項関係】
- □　施工区域内の地表水及び地下水を排除し、ドライの状態で施工されていることが確認できる。。

【整地関係】
- □　石礫、根株など雑物の除去が丁寧に行われていることが確認できる。
- □　表土はぎ取り、基盤切盛、基盤整地が適正な施工がなされていることが確認できる。
- □　表土戻しが適切に施工され、表土整地も良く、厚さも均一で良好な品質であることが確認できる。
- □　畦畔の仕上がりが良いことが確認できる。
- □　盛土の転圧が設計図書に基づき適正な施工で、品質管理も適切に実施されて良好な品質が確認できる。
- □　切土・盛土法面が設計図書に基づく適正な勾配で仕上がり、法面の安定が確保されて品質の確認ができる。
- □　法面に有害な雑物やクラック、損傷等もなく、設計図書に基づき適正な施工が確認できる。
- □　進入路が営農に支障がないように設置されていることが確認できる。
- □　地下水・湧水処理の暗渠排水が設計図書に基づき適切に施工され、品質も確認ができる。
- □　その他（　　　　　　　　）
  理由：

【道路関係】
- □　ほ場への乗入れや地区内外農道との取り合い等現場条件に合致した施工がなされていることが確認できる。
- □　道路築立の締固め・転圧が十分に行われていることが確認できる。
- □　設計図書に基づき幅員が確保され、法面など良く仕上がっていることが確認できる。
- □　舗装が設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。
- □　その他（　　　　　　　　）
  理由：

【用排水路関係】
- □　水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を総合的に考慮した施工がなされていることが確認できる。
- □　製品や構造物等に有害なクラック等が無い。
- □　二次製品とコンクリート取り付け部は、きめ細やかな施工がなされている。
- □　水路の目地の施工が確実に行われている。
- □　水路構造物の埋戻し・締固めが適切に行われている。
- □　水路畦畔と法面等は、雑物等を取り除き入念に締固めされ、丁寧に施工されている。
- □　ほ場取水工、ほ場排水工の位置や高さは、営農に支障がないように適正に設置されている。
- □　ほ場取水工、ほ場排水工のパイプ等の取付け部は、モルタル等で丁寧に間詰めがなされている。
- □　その他（　　　　　　　　）
  理由：

【二次製品関係】
- □　製品等の規格・寸法が設計図書で定められた製品等で、欠損・損傷等がないことが確認できる。
- □　ブロック積コンクリートの胴込め・裏込めコンクリートが適切に施工していることが確認できる。
- □　二次製品据付において、敷モルタル等の適正な施工で一点支持でないことが確認できる。
- □　施工基面が入念な施工で、平滑に仕上げられていることが確認できる。
- □　基礎工、裏込め工、収縮目地、接合モルタル等の施工が適切かつ確実に施工されていることが確認できる。
- □　その他（　　　　　　　　）
  理由：

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３㉖

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	㉘農道工事 （舗装工事以外）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能 ●　評価対象項目 【土工関係】 □　雨水・湧水等による法面崩壊防止や路床・路盤等への悪影響を防止するための対策を提案し、その対策を実施したことが確認できる。 □　施工段階において、適切な段切りや抜根等を適切に施工がなされて品質が確保されていることが確認できる。 □　路床置換工の掘削に当たり、路床面以下を乱さないように丁重に行われて品質が確認できる。 □　盛土の転圧が設計図書に基づき適切に施工され、品質管理も適切に実施されて良好な品質が確認できる。 □　切土・盛土法面が設計図書に基づく適正な勾配で仕上がり、法面の安定が確保されて品質の確認ができる。 □　法面に有害な雑物やクラック、損傷等もなく、設計図書に基づき適正な施工が確認できる。 □　構造物等の基礎やその周囲の埋戻しが規定された厚さのもと、締固め等が適切で雑物等の混入もなく、均一に仕上がるなど品質が確認できる。 □　土砂流出防止対策を実施して下流域の環境保全を図りながら、適正な施工で品質の確認ができる。 □　その他 理由：（　　　　） 【コンクリート構造物関係】 □　設計図書等に基づくコンクリートの材料・配合が、工場の試験成績書・配合報告書で適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）であることが確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　コンクリートの打設前に、打継目処理を適切に行っていることが確認できる。 □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □　コンクリート打設までに錆、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □　鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄ又はｅ評価とする □　その他 理由：（　　　　） 【路床・路盤工関係】 □　設計図書に定められた試験方法で現場ＣＢＲ値を測定していることが確認できる。 □　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 □　路体・路床の砂置換法による土の密度試験を実施して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　路床盛土において、一層の仕上がり厚さを２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □　路盤の施工に先立ち、路床面、下層路盤面の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □　路盤の現場密度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　特別仕様書の規定により実施した平板載荷試験が、仕様を満足していることが確認できる。 □　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □　その他 理由：（　　　　） 【アスファルト舗装関係】 □　アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 □　舗装工の施工にあたり、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。 □　プラント出荷時、現場到着時、舗設時（初期締固め前）等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □　舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □　既存・新設構造物等との取合いや接合の処理が適切で、安全な通行が確保されるいることが確認できる。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

- □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたり、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □ 密度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他〔　　〕
  理由：

【コンクリート舗装工関係】

- □ 設計図書等に基づくコンクリートの材料・配合が、工場の試験成績書・配合報告書で適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）であることが確認できる。
- □ 舗装工の施工に先だち、上層路盤面の浮石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間､打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □ チェアー及びタイバーに損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □ その他〔　　〕
  理由：

【二次製品関係】

- □ 製品等の規格・寸法が設計図書で定められたもので、欠損・損傷等がないことが確認できる。
- □ 施工基面が入念な施工で、平滑に仕上げられていることが確認できる。
- □ 二次製品据付において、敷モルタル等の適正な施工で一点支持でないことが確認できる。
- □ 基礎工、裏込め工、収縮目地、接合モルタル等の施工が適正かつ確実に施工されていることが確認できる。
- □ ブロック積コンクリートの胴込め・裏込めコンクリートが適切に施工していることが確認できる。
- □ その他〔　　〕
  理由：

【法面工関係】

- □ 土壌試験の結果を施工に反映させて施工していることが確認できる。
- □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 金網などの境界に隙間がなく、破損もなく、重ね幅も確保されていることが確認できる。
- □ 施工時期等が適切で、吹付工法の目的を確実に達成し、良好な品質であることが確認できる。
- □ 吹付け厚さが均一であることが確認できる。
- □ その他〔　　〕
  理由：

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	㉙ため池工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【堤体工関係】

- □　基礎地盤の処理は仕様書に基づき適切に施工されていることが確認できる。
- □　工事中の排水処理は、適切に行われていることが確認できる。
- □　築堤材料は適切に管理され、提体盛土のまき出し・転圧は適切に施工されていることが確認できる。
- □　湧水処理は適切に施工されていることが確認できる。
- □　地山及び構造物周辺部の埋戻し、盛土転圧が入念に施工されていることが確認できる。
- □　旧底樋の処理は適切に行われていることが確認できる。
- □　品質管理は設計図書に基づき時期を失せず適切に行われていることが確認できる。
- □　材料の締固め試験、土粒子の密度試験と施工における土の含水比試験、現場密度試験が実施され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　施設の総合性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　土砂流出防止対策を実施して下流域の環境保全を図りながら、適正な施工で品質の確認ができる。
- □　その他

　　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【コンクリート構造物関係】

- □　設計図書等に基づくコンクリートの材料・配合が、工場の試験成績書・配合報告書で適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）であることが確認できる。
- □　コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取外しを行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの打設前に、打継目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打設までに錆、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄ又はｅ評価とする。
- □　土砂流出防止対策を実施して下流域の環境保全を図りながら、適正な施工で品質の確認ができる。
- □　その他

　　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【二次製品関係】

- □　二次製品等の規格寸法が仕様書等で定められた製品等であり、欠損等がないことが確認できる。
- □　製品や構造物等に有害なクラック等が無いことが確認できる。
- □　二次製品とコンクリート取付け部は、きめ細やかな施工がされている。
- □　その他

　　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	㉚用排水路工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。□ばらつきが概ね５０％以内、□ばらつきが概ね８０％以内、□ばらつきが８０％を超える、□ばらつきで判断不可能					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　設計図書等に基づくコンクリートの材料・配合が、工場の試験成績書・配合報告書で適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）であることが確認できる。
- □　コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取外しを行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの打設前に、打継目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打設までに錆、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　水路の伸縮目地、止水板の設置等が適正であることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　二次製品等の規格寸法が仕様書等で、定められたものであり欠損・損傷等がないことが確認できる。
- □　二次製品とコンクリート取付け部は、きめ細やかな施工がなされていることが確認できる。
- □　水路並びに構造物の埋戻し・締固めが適切に行われていることが確認できる。
- □　水路畦畔や法面等は雑物等を取り除き、入念に締固めされ、丁寧に施工されていることが確認できる。
- □　ほ場取水工、ほ場排水工のパイプ等の取付部は、モルタル等で丁寧に間詰めがされていることが確認できる。
- □　ほ場取水工、ほ場排水工の位置や高さは、営農に支障がないように適正に設置されている材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- □　進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じてｄ又はｅ評価とする）
- □　土砂流出防止対策を実施して下流域の環境保全を図りながら、適正な施工で品質の確認ができる。
- □　現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組み、品質の良さが確認できる。
- □　その他（　　　　）
  理由：

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３㉚

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">㉛山腹工</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
山腹工
□　仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□　材料の規格にばらつきがない。
□　各工種の施工に適した法面整形，階段切付が行われており，障害となる根株，転石等が除去されている。
□　雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。
□　端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。
□　植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
□　植栽木に損傷や病害虫がなく，植栽，施肥の施工にあたり，苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。
□　背面土の流出防止に配慮した施工がなされている。
□　各工種の特徴，要点を理解し，施工に創意工夫が見られる。
□　その他（理由：　）
●判断基準
※　評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
※　評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a’
※　評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※　評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b’
※　評価値が 60%未満・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種		a	a'	b	b'	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	㉜上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工等）又は合併工事	＜Ａ＞	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		＜Ｂ＞	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－４参照。						

●評価対象項目

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

●判断基準

＜Ａ＞ 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

ｅｘ）浚渫工、取壊し工等

※ 該当項目が 90%以上・・・・・・・・・・ａ
※ 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・ａ'
※ 該当項目が 70%以上 80%未満・・・・・ｂ
※ 該当項目が 60%以上 70%未満・・・・・ｂ'
※ 該当項目が 60%未満・・・・・・・・・ｃ
なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

＜Ｂ＞ 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
③ 評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="8">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅲ．出来ばえ</td><td>①コンクリート構造物工事
砂防構造物工事
海岸工事
トンネル工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
□　コンクリート構造物の通りが良い。
□　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□　クラックが無い。
□　漏水が無い。
□　全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当５項目以上・・・a
該当４項目・・・・・b
該当３項目・・・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>②土工事
（盛土・築堤工事等）</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　仕上げが良い。
□　通りが良い。
□　天端及び端部の仕上げが良い。
□　構造物へのすりつけなどが良い。
□　全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当４項目以上・・・a
該当３項目・・・・・b
該当２項目・・・・・c
該当１項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>③切土工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　規定された勾配が確保されている。
□　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
□　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
□　滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
□　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
□　全体的な美観が良い。
□　残土等は適切に処理されている。</td><td colspan="2">●判断基準
該当５項目以上・・・a
該当４項目・・・・・b
該当３項目・・・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>④護岸・根固・水制工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　通りが良い。
□　材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
□　天端及び端部の仕上げが良い。
□　既設構造物とのすりつけが良い。
□　全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当４項目以上・・・a
該当３項目・・・・・b
該当２項目・・・・・c
該当１項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>⑤鋼橋工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　表面に補修箇所が無い。
□　部材表面に傷及び錆が無い。
□　溶接に均一性がある。
□　塗装に均一性がある。
□　全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当４項目以上・・・a
該当３項目・・・・・b
該当２項目・・・・・c
該当１項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>⑥地すべり防止工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　地山との取り合いが良い。
□　天端、端部の仕上げが良い。
□　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
□　全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当３項目以上・・・a
該当２項目・・・・・b
該当１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・d</td></tr>
<tr><td>⑦舗装工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　舗装の平坦性が良い。
□　構造物の通りが良い。
□　端部処理が良い。
□　構造物へのすりつけ等が良い。
□　雨水処理が良い。
□　全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当５項目以上・・・a
該当４項目・・・・・b
該当３項目・・・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>⑧法面工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　通りが良い。
□　植生、吹付等の状態が均一である。
□　端部処理が良い。
□　全体的な美観が良い。</td><td colspan="2">●判断基準
該当３項目以上・・・a
該当２項目・・・・・b
該当１項目・・・・・c
該当項目なし・・・・d</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当し又は	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	⑨基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部及び天端の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ	
	⑩コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	⑪塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	
	⑫植栽工事	●評価対象項目 □　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ	
	⑬防護柵（網）工事	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　既設構造物等とのすりつけが良い。 □　きめ細やかに施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	
	⑭標識工事	●評価対象項目 □　設置位置に配慮がある。 □　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □　標識板の支柱に変色が無い。 □　支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	
	⑮区画線工事	●評価対象項目 □　塗料の塗布が均一である。 □　視認性が良い。 □　接着状態が良い。 □　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ	

別紙－３㉞

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	⑯機械設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □　溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当４項目以上・・・ａ 該当３項目・・・・・ｂ 該当２項目・・・・・ｃ 該当１項目以下・・・ｄ			
	⑰電気設備工事	●評価対象項目 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ			
	⑱維持修繕工事	●評価対象項目 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ			
	⑲電線共同溝工事	●評価対象項目 □　歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で､有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 □　全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ			
	⑳通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 □　主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当５項目以上・・・ａ 該当４項目・・・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ			

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	㉑港湾築造工事 （海岸築造工事を含む）	□　構造物等の通りが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □　きめ細やかな施工がなされている。 □　全体的な美観が良い。 □　クラックがない。（コンクリート工事が含まれる場合）		（コンクリート工事がない場合） ●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	（コンクリート工事が含まれる場合） ●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d
	㉒港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む）	□　規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □　浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	㉓ブロック製作工事 （ケーソン陸上製作工事を含む）	□　コンクリート構造物の肌が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックがない。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	㉔空港用地造成工事 （排水工事、地盤改良工事を含む）	□　土工の仕上げが良い。 □　切土、盛土、構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 □　残土等は適切に処理されている。 □　関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 □　切土、盛土、構造物等の通りが良い。 □　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当６項目以上・・・a 該当４項目以上・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	㉕空港舗装工事	□　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 □　構造物等へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　構造物等のきめ細やかな施工がうかがえる。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当６項目以上・・・a 該当４項目以上・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	(26)建築工事	●評価対象項目 □　きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　関連工事（工種）等又は既存部分との調整がなされ，調和が良い仕上がりである。 □　使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 □　仕上がりの状態が良好で，作動状態も良好である。 □　色調が均一であり，色むら等が無く，全体的な美観が良好である。 □　材料・製品の割付や通り等が良く，全体的な出来ばえが良好である。		●判断基準 該当６項目以上・・・ａ 該当４項目以上・・・ｂ 該当３項目・・・・・ｃ 該当２項目以下・・・ｄ	

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="6">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅲ．出来ばえ</td><td>㉗管水路工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　管の埋設位置が適切である。
□　給水栓の設置について、細やかな施工がなされて出来ばえが良い。
□　既設土木構造物・既設設備等とのすりつけが良い。
□　弁類、機器類の設置位置並びに施工の仕上がりも良い。
□　構造物等の仕上がりが良い。
□　舗装復旧に凹凸もなく仕上がりが良い。
□　全体的な出来ばえが良い。

●判断基準
該当６項目以上・・・a
該当４項目以上・・・b
該当３項目・・・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>㉘畑地かんがい工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　きめ細やかな施工がなされている。
□　管の埋設位置が適切である。
□　給水栓の設置について、細やかな施工がなされて出来ばえが良い。
□　既設土木構造物・既設設備等とのすりつけが良い。
□　弁類、機器類の設置位置並びに施工の仕上がりも良い。
□　構造物等の仕上がりが良い。
□　散水施設（スプリンクラー等）の配置が適切で施工の仕上がりも良い。
□　全体的な出来ばえが良い。

●判断基準
該当７項目以上・・・a
該当５項目以上・・・b
該当３項目以上・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>㉙ほ場整備工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　表土に雑物や石礫の混入が認められない。
□　表土の均平度が良い。
□　畦畔の通り・仕上げが良い。
□　道路工、用・排水路の土工の仕上げが良い。
□　用・排水路が現場条件に会った施工がなされ、通りも良い。
□　付帯コンクリート構造物にクラックがなく丁寧に仕上げられている。
□　ほ場進入路、ほ場取水工、ほ場排水工が適切に施工されている。
□　きめ細かな施工がされている。
□　全体的な美観が良い。

●判断基準
該当８項目以上・・・a
該当６項目以上・・・b
該当３項目以上・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>㉚農道工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。
□　関係構造物等との取り合いが適切に行われている。
□　残土処理が適切に行われている。
□　法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。
□　コンクリート構造物の肌がよい。
□　付帯構造物に影響を与えるクラックがなく丁重に仕上げられている。
□　路面の平坦性が良い。
□　全体的な美観が良い。

●判断基準
該当７項目以上・・・a
該当５項目以上・・・b
該当３項目以上・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>㉛ため池工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　土工の仕上がりが良い。
□　土工の構造物等へのすりつけがよい。
□　吹き付け（植生、コンクリート等）状態が均一である。
□　コンクリート構造物の肌が良い。
□　コンクリート構造物の通りが良い。
□　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□　付帯コンクリート構造物にクラックがない。
□　漏水がない。
□　施設の通りが良い。
□　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。
□　全体的な美観が良い。

●判断基準
（コンクリート工事がない場合）
該当６項目以上・・・a
該当４項目以上・・・b
該当２項目以上・・・c
該当１項目以下・・・d
（コンクリート工事が含まれる場合）
該当１０項目以上・・a
該当６項目以上・・・b
該当３項目以上・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
<tr><td>㉜用・排水路工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□　土工の仕上がりが良い。
□　土工の構造物等へのすりつけが良い。
□　土工の通りが良い。
□　コンクリート構造物の肌が良い。
□　コンクリート構造物の通りが良い。
□　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□　コンクリート二次製品の通りがよい。
□　コンクリート二次製品にクラックが無い。
□　水路内に土砂が堆積していない。
□　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。
□　全体的な美観が良い。

●判断基準
（二次製品工事の場合）
該当７項目以上・・・a
該当５項目以上・・・b
該当２項目以上・・・c
該当１項目以下・・・d
（二次製品工事以外が含まれる場合）
該当１０項目以上・・a
該当６項目以上・・・b
該当３項目以上・・・c
該当２項目以下・・・d</td></tr>
</table>

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

考 査 項 目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	(33)山腹工	●評価対象項目 □　植栽木等の活着状況が良い。 □　法切工及び・二級芝筋工・積苗工・柵工等の通り，仕上がり良い。 □　積苗工・柵工等の関連構造物などのすりつけが良い。 □　地山とのすり付けがよい □　水路工等排水施設が関連構造物へなじみ良く取り付けられている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・ａ 該当２項目・・・・・ｂ 該当１項目・・・・・ｃ 該当項目なし・・・・ｄ	

別紙－３㊴

考査項目別運用表

（検　　査　　員）

<table>
<tr><th rowspan="2">考 査 項 目</th><th rowspan="2">工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td>３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅲ．出来ばえ</td><td>㉞上記以外の工事
又は
合併工事</td><td colspan="2">●評価対象項目
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：
□　理由：
※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。</td><td colspan="2">●判断基準
該当４項目以上・・・ａ
該当３項目・・・・・ｂ
該当２項目・・・・・ｃ
該当１項目以下・・・ｄ</td></tr>
</table>

別紙－４

１　出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

規格値
設計値
規格値
50%
80%

②ばらつきが80％以下と判断できる例

規格値
設計値
規格値
50%
80%

（下限値のみの場合）

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

ばらついている

ばらつきが大きい

２．多工種複合工事の取り扱い

（１）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

（２）コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

（３）評定は「合併工事」欄を活用する。

３．コンクリート構造物のクラックについて

（１）クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、Ｃ評価とする。

（２）クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがない」場合、無処理の場合は、ｄ評価とする。

（３）クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、ｅ評価とする。

４．その他

・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。

・「４．工事特性」「５．創意工夫」「６．社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。